

相続税の申告をされる皆さまへ



相続税申告は

e-Taxをご利用ください

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

e-Taxのメリット

- ✓ **税務署や金融機関に出向くことなく手続可能**
インターネットを利用して申告、申請・届出、納付手続をすることができます。
- ✓ **申告書のデータ管理・ペーパーレス化**
添付書類も含めて、送信した申告書をデータで管理することができます。また、データで管理することにより、ペーパーレス化につながります。
- ✓ **遠隔地の場合でもスムーズに手続可能**
複数の財産取得者が共同で手続を行う場合、書面で申告書等を郵送する時間がかからず、スムーズに手続できます。

e-Taxご利用の準備

●利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。過去に国税に関する手続でe-Taxを利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

利用者識別番号の確認については、裏面の確認手順をご覧ください。

税理士へ依頼する方へ

相続税申告書の作成を税理士へ依頼する場合は、裏面の「利用者識別番号の確認手順」で把握した利用者識別番号を、税理士へお伝えください。

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

はい or 覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

－書類の一例－

◎ 申告書等送信票

令和04年分の申告書等送信票 (兼送付書) 【控用】

住所 (〒 -)
氏名
整理番号
受付日時

利用者識別番号

◎ 確定申告のお知らせ

令和4年分 重要 確定申告のお知らせ

利用者識別番号
XXXX XXXX XXXX XXXX

はい

いいえ

お持ちの書類に記載された利用者識別番号をご利用いただけます。

※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

e-Taxのマイページを確認できますか？

マイページ

本人情報設定

基本情報

利用者識別番号
XXXX XXXX XXXX XXXX

※ マイナポータル「もっとながる」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。

詳細は、e-Taxホームページ「[マイナポータルとの連携](#)」をご確認ください。

※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト (Web・スマホ版) ・受付システムからも確認できます。

【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

表示した利用者識別番号をご利用いただけます。

※ 税理士へ依頼される場合は、この番号をお伝えください。

「電子申告・納税等開始 (変更等) 届出書」をご自身の住所地を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。

※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。

※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法 (ダイレクト納付のご案内)

事前にe-Taxで「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。

税理士が代わりに手続きを行うこともできます。

詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。

【ダイレクト納付の手続】

